

栃木労働局と栃木県信用金庫協会が 「働き方改革に関する連携協定」を 締結しました。

平成 31 年 2 月 7 日



(左)

栃木県信用金庫協会
会長 富田 隆 氏

(右)

栃木労働局
局長 白兼 俊貴

栃木労働局（局長：^{しろかね としき}白兼 俊貴）では、平成 31 年 2 月 7 日に栃木県信用金庫協会（会長：^{とみた たかし}富田 隆、会員：足利小山、栃木、鹿沼相互、佐野、大田原、鳥山信用金庫）との間で、県内における働き方改革を推進することを目的とする連携協定を締結しました。

【協定の内容】

- ① 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進等働き方改革に関すること。
- ② 人材の育成・活躍、労働生産性の向上に関すること。
- ③ 栃木労働局の施策の広報・周知に関すること。
- ④ その他本協定の目的に沿うこと。

栃木労働局 雇用環境・均等室
TEL:028-633-2795